

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示  
（建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本入札に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和２年１月３１日

国立大学法人豊橋技術科学大学  
契約担当役  
事務局長 児島昌樹

## 1 業務概要

- (1) 業務名 豊橋技術科学大学総合研究棟（Ｂ棟）改修（Ⅰ期）設計業務
- (2) 業務内容 豊橋技術科学大学Ｂ棟（ＲＣ造５階建・改修面積 $2,760\text{m}^2$ ／延べ面積 $5,320\text{m}^2$ ）の改修及びバルコニー一部増築 $60\text{m}^2$ に係る建築に関する実施設計
- (3) 履行期限 令和２年８月１９日（水）  
ただし、計画通知手続き業務以外は、令和２年７月１７日（金）とする。
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- (5) 本業務については、参加表明書、技術提案書の提出等を下記３（１）まで持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。）により提出すること。電子メール、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

## 2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格  
次に掲げる条件を全て満たしていること。
  - ① 国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第３条第１項及び第４条の規定に該当しない者であること。
  - ② 文部科学省における平成３１・３２年度設計・コンサルティング業務に係る建築関係設計・施工管理業務の有資格業者として登録されている者であること。
  - ③ 経営状況が健全であること。
  - ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
  - ⑤ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑥ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４６号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ⑧ 平成１６年度以降に、元請として設計が完了した、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造で、校舎・研究施設・図書館・事務所・庁舎・病院・共同住宅又は宿舎に係る新営又は改修の実施設計業務の実績を有すること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
  - ① 担当予定技術者の能力  
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

- ② 技術提案書の提出者の能力  
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
  - ① 担当予定技術者の能力  
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
  - ② 技術提案書の提出者の能力  
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
  - ③ 業務の実施方針  
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
  - ④ 課題についての提案  
提案の的確性、実現性、独創性
- 3 手続等
  - (1) 担当部局  
〒441-8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1  
国立大学法人豊橋技術科学大学施設課施設総括係  
電話 0532-44-6532
  - (2) 説明書の交付  
令和2年1月31日(金)から令和2年2月10日(月)まで。  
豊橋技術科学大学ホームページ(<http://www.tut.ac.jp/sitemap/company/>)上にて交付する。また、説明書のダウンロードにあたっては、令和2年2月10日(月)15時までに必ず電子メールにてshisekik@office.tut.ac.jpまで連絡すること。なお、連絡がない場合は、参加資格を認めない。
  - (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法  
令和2年1月31日(金)から令和2年2月10日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く9時00分から12時00分及び13時00分から17時まで(ただし、最終日の令和2年2月10日(月)は15時00分まで)。  
上記3(1)まで持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)により提出すること。電子メール、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
  - (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法  
令和2年2月25日(火)から令和2年2月28日(金)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く9時00分から12時00分及び13時00分から17時まで(ただし、最終日の令和2年2月28日(金)は15時00分まで)。  
上記3(1)まで持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)により提出すること。電子メール、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
- 4 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 契約保証金 納付  
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
  - (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
  - (4) 手続きにおける交渉の有無 無
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
  - (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ

- (8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。